

京都市上下水道局告示第46号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年2月3日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都府南丹市八木町八木杉ノ前32番地の1

株式会社ながつかアームズ

代表取締役 長束 尚

2 変更事項（営業所の変更）

指定営業所の所在地を京都府船井郡八木町大字八木小字杉ノ前32番地の1から  
京都府南丹市八木町八木杉ノ前32番地の1に変更

3 指定期間

平成18年2月3日から平成21年3月31日まで

（上下水道局下水道部管理課）